西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

| | ◇告示 | ページ |
|---|--|-----|
| 0 | 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生 活センター】 | 2 |
| 0 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域 ・人づくり部地域振興課】 | 3 |
| 0 | 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 | 4 |
| 0 | 収納事務の委託【総務局総務部総務課】 | 5 |
| 0 | 出納員及び区出納員の事務の委任【会計室】 | |
| 0 | 徴収事務及び収納事務の委託【総務局女性の輝く社会推進室男女共同 参画推進課】 | 6 |
| | | 2 8 |
| | ◇ 公 告 | |
| 0 | 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】 | |
| 0 | 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポー | 2 9 |
| | ツ局市民総務部戸籍住民課】 | 3 2 |
| | ◇ 教育委員会 | |
| 0 | 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【教育 委員会事務局総務部総務課】 | 3 5 |
| 0 | 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会 事務局総務部総務課】 | 3 7 |
| | | |

北九州市告示第212号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 | |
|-------------|------------|-----------|--|
| 令和4年5月20日から | 10時から12時まで | 門司区内の特定計量 | |
| 令和5年3月31日まで | 13時から16時まで | 器の所在の場所 | |
| 令和4年6月16日から | 10時から12時まで | 小倉北区内の特定計 | |
| 令和5年3月31日まで | 13時から16時まで | 量器の所在の場所 | |
| 令和4年9月1日から令 | 10時から12時まで | 小倉南区内の特定計 | |
| 和5年3月31日まで | 13時から16時まで | 量器の所在の場所 | |

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称 特定非営利活動法人北九州市計量士会 北九州市告示第213号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称 ラ・ヴェール葉山町内会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所 |
|--------|--------|-------------------|
| 変更前 | 山本邦子 | 北九州市小倉南区葉山町三丁目22番 |
| | | 1 2 号 |
| 変更後 | 堀口祐二 | 北九州市小倉南区葉山町三丁目6番1 |
| | | 9 号 |

3 主たる事務所の変更

| 変更前後の別 | 主たる事務所の所在地 |
|--------|----------------------|
| 変更前 | 北九州市小倉南区葉山町三丁目22番12号 |
| 変更後 | 北九州市小倉南区葉山町三丁目6番19号 |

4 変更年月日

令和4年4月3日

北九州市告示第214号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 | 託 者 | 委 託 期 間 |
|-----------|-----------|--------------|
| 名称 | 住 | 安 |
| 北九州埠頭株式会社 | 北九州市門司区本町 | 令和4年4月1日から令和 |
| | 2番10号 | 5年3月31日まで |

北九州市告示第215号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 | 委託期間 | |
|-----------|------------|------------|
| 名称 | 住所 | 安 |
| 株式会社ハートピア | 北九州市小倉北区高浜 | 令和4年4月19日か |
| | 二丁目1番54号高浜 | ら令和5年3月31日 |
| | ビル2F | まで |

北九州市告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員又は区出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員又は区分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる事務を委任させた。

出納員及び区出納員の事務の委任(令和3年北九州市告示第148号)及び 区出納員の事務の委任(令和3年北九州市告示第350号)は、廃止する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 本庁

| 会計室 | 出納係 | 出納員の命を受けて、会計室にお |
|----------|-------|-----------------|
| | | いて取り扱う市税及び税外収入の |
| | | 収納 |
| 総務局総務部総務 | 管理第一係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 課 | | いて取り扱う公用車被害事故に係 |
| | | る損害賠償金の収納 |
| 財政局財務部財産 | 指導調整係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 活用推進課 | | いて取り扱う財産区の財産収入及 |
| | | び滞納処分に伴う収入の収納 |
| 財政局財務部財産 | 活用推進係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 活用推進課 | | いて取り扱う財産収入並びに市有 |
| | | 財産の売却処分等に伴う入札保証 |
| | | 金及び契約保証金の収納 |
| 財政局財務部財産 | 管 財 係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 活用推進課 | | いて取り扱う財産収入及び滞納処 |
| | | 分に伴う収入の収納 |
| 市民文化スポーツ | 都市啓発係 | 出納員の命を受けて、北九州市内 |
| 局安全・安心推進 | | において取り扱う北九州市空き缶 |
| 部安全・安心都市 | | 等の散乱の防止に関する条例(平 |
| 整備課 | | 成6年北九州市条例第11号)、 |
| | | 北九州市公共の場所における喫煙 |
| | | の防止に関する条例(平成20年 |
| | | 北九州市条例第11号)、北九州 |
| | | 市落書きの防止に関する条例(平 |
| | | 成20年北九州市条例第12号) |
| | | 及び北九州市動物の愛護及び管理 |
| | | に関する条例(平成21年北九州 |
| | | 市条例第13号)に基づく過料の |
| | | 収納 |
| 市民文化スポーツ | 庶 務 係 | 出納員の命を受けて、文学館にお |

| 局文学館事務局 | | いて取り扱う行事参加料等及び複 |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------|
| | | 写機等の利用料の収納 |
| 市民文化スポーツ | 企 画 係 | 出納員の命を受けて、文学館にお |
| 局文学館事務局 | | いて取り扱う行事参加料等及び複 |
| | | 写機等の利用料の収納 |
| 市民文化スポーツ | 庶務係 | 出納員の命を受けて、漫画ミュー |
| 局漫画ミュージア | | ジアムにおいて取り扱う行事参加 |
| ム事務局 | ^ | 料等の収納 |
| 市民文化スポーツ | 企 画 係 | 出納員の命を受けて、漫画ミュー |
| 局漫画ミュージア | | ジアムにおいて取り扱う行事参加 |
| ム事務局 | <i>М</i> т тш <i>Г</i> т | 料等の収納 |
| 保健福祉局技術支 | 管 理 係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 援部地域リハビリ | | いて取り扱う使用料、手数料等の |
| テーション推進課 | 萨 孛 赵 垣 切 垓 | 収納 |
| 保健福祉局技術支援部地域リハビリ | 障害者福祉係 | 出納員の命を受けて、障害福祉セーンターにおいて取り扱う講習合会 |
| 援部地域リハビリ テーション推進課 | | ンターにおいて取り扱う講習会参 加者負担金の収納 |
| 保健福祉局技術支 | 情報・調整係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 援部認知症支援・ | 用報 • 神登休 | 山州貝の印を支げて、ヨ該味にや いて取り扱う負担金の収納 |
| 介護予防センター | | |
| 保健福祉局技術支 | 地域活動推進 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 援部認知症支援・ | 係 | いて取り扱う負担金の収納 |
| 介護予防センター | VI | |
| 保健福祉局健康医 | 地域医療係 | 出納員の命を受けて、藍島診療所 |
| 療部地域医療課 | | 及び馬島診療所において取り扱う |
| | | 使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉局健康医 | 夜間・休日急 | 出納員の命を受けて、夜間・休日 |
| 療部夜間・休日急 | 患センター | 急患センターにおいて取り扱う使 |
| 患センター | | 用料、手数料等の収納 |
| 保健福祉局保健衛 | 東部斎場 | 出納員の命を受けて、東部斎場に |
| 生部保健衛生課 | | おいて取り扱う使用料及び手数料 |
| | | の収納 |
| 保健福祉局保健衛 | 動物愛護セン | 出納員の命を受けて、動物愛護セ |
| 生部動物愛護セン | ター | ンターにおいて取り扱う畜犬手数 |
| ター | | 料等の収納 |
| 保健福祉局保健所 | 医務係 | 出納員の命を受けて、医務薬務課 |
| 医務薬務課 | | 、保健予防課及び東部生活衛生課 |
| | | において取り扱う手数料等の収納 |
| 保健福祉局保健所 | 環境衛生係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 東部生活衛生課 | A = 0.00 | いて取り扱う手数料の収納 |
| 保健福祉局保健所 | 食品衛生第一 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 東部生活衛生課 | 係 | いて取り扱う手数料の収納 |
| 保健福祉局保健所 | 食品衛生第二 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 東部生活衛生課 | 係 | いて取り扱う手数料の収納 |

| 子ども家庭局子育 | 家庭支援係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
|----------|-------|-----------------|
| て支援部子育て支 | | いて取り扱う母子・父子・寡婦福 |
| 援課 | | 祉資金償還金の収納 |
| 子ども家庭局子育 | 母子保健係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| て支援部子育て支 | | いて取り扱う講習会参加料等の収 |
| 援課 | | 納 |
| 環境局循環社会推 | 業務第一係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 進部業務課 | | いて取り扱う一般廃棄物処理手数 |
| | | 料の収納 |
| 産業経済局農林水 | 漁政係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 産部水産課 | | いて取り扱う漁業集落排水事業の |
| | | 貸付金及び分担金の未収金、漁港 |
| | | 施設使用料並びに市有財産の売却 |
| | | 処分等に伴う入札保証金及び契約 |
| | | 保証金の収納 |
| 建設局総務用地部 | 事業調整係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 総務課 | | いて取り扱う書籍販売代金の収納 |
| 建設局公園緑地部 | 経営係 | 出納員の命を受けて、到津の森公 |
| 公園管理課 | | 園において取り扱う寄付金の収納 |
| 建築都市局都市再 | 管 理 係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 生推進部事業推進 | | いて取り扱う清算金、督促手数料 |
| 課 | | 、延滞金及び財産の差押えに伴う |
| | | 歳計外現金の収納 |
| 建築都市局住宅部 | 訴訟係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 住宅管理課 | | いて取り扱う市営住宅使用料、退 |
| | | 去時の損害賠償金、市営住宅駐車 |
| | | 場使用料、市営住宅退去跡実費修 |
| | | 繕費、住宅新築資金等償還金及び |
| | | 目的外使用料の収納 |
| 教育委員会事務局 | 就学係 | 出納員の命を受けて、当該課にお |
| 学校支援部学事課 | | いて取り扱う奨学資金の貸付けに |
| | | 伴う返還金の収納 |

2 門司区

| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|----------|--------|-----------------|
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| コミュニティ支援 | 老松市民セン | 区出納員の命を受けて、老松市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 清見市民セン | 区出納員の命を受けて、清見市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 小森江東市民 | 区出納員の命を受けて、小森江東 |
| 課 | センター | 市民センターにおいて取り扱う複 |

| | 写機 | 等の利用料 | の収納 | |
|-----------------|-------|-------|------|------|
| コミュニティ支援 小森江西 | 市民 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 小森江西 |
| 課センター | | センターに | おいて取 | り扱う複 |
| | | 等の利用料 | | |
| コミュニティ支援 白野江市 | | 納員の命を | | 白野江市 |
| 課 ンター | | ンターにお | | |
| | | の利用料の | | |
| コミュニティ支援 大里東市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 大里東市 |
| 課 ンター | | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 大里南市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 大里南市 |
| 課ンター | 民セ | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 大里柳市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 大里柳市 |
| 課ンター | 民セ | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 田野浦市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 田野浦市 |
| 課ンター | 民セ | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 東郷市民 | セン区出 | 納員の命を | 受けて、 | 東郷市民 |
| 課ター | セン | ターにおい | て取り扱 | う複写機 |
| | 等の | 利用料の収 | 納 | |
| コミュニティ支援 錦町市民 | セン 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 錦町市民 |
| 課ター | セン | ターにおい | て取り扱 | う複写機 |
| | 等の | 利用料の収 | 納 | |
| コミュニティ支援 西門司市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 西門司市 |
| 課 ンター | 民セ | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 萩ヶ丘市 | 民セ 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 萩ヶ丘市 |
| 課 ンター | 民セ | ンターにお | いて取り | 扱う複写 |
| | 機等 | の利用料の | 収納 | |
| コミュニティ支援 藤松市民 | セン 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 藤松市民 |
| 課 ター | セン | ターにおい | て取り扱 | う複写機 |
| | | 利用料の収 | 納 | |
| コミュニティ支援 松ヶ江北 | | 納員の命を | • | |
| 課 センター | | センターに | | り扱う複 |
| | | 等の利用料 | | |
| コミュニティ支援 松ヶ江南 | | 納員の命を | • | |
| 課 センター | | センターに | | り扱う複 |
| | | 等の利用料 | | |
| コミュニティ支援 丸山市民 | ' ' | 納員の命を | • | |
| 課ります。 | | ターにおい | | う複写機 |
| | - | 利用料の収 | | |
| 国保年金課 保険係 | 区出 | 納員の命を | 受けて、 | 当該課に |

| | | おいて取り扱う国民健康保険料及 |
|----------|-------------------|-----------------|
| | | び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う使用料及び手数料 |
| | | の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料並びに |
| | | |
| | 並明ヨルナ デ | 使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 新門司保育所 | 区出納員の命を受けて、新門司保 |
| | | 育所において取り扱う保育料及び |
| | | 食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 吉野保育所 | 区出納員の命を受けて、吉野保育 |
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管 理 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 |
| | | の収納 |
| 松ケ江出張所 | 松ケ江出張所 | 区出納員の命を受けて、松ケ江出 |
| | | 張所において取り扱う市税及び税 |
| | | 外収入の収納 |
| 大里出張所 | 大里出張所 | 区出納員の命を受けて、大里出張 |
| 八里山城別 | | |
| | | 所において取り扱う市税及び税外 |
| | <u> </u> | 収入の収納 |
| 東部市税事務所門 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 司税務課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 新門司地域交流セ | 新門司地域交 | 区出納員の命を受けて、新門司地 |
| ンター | 流センター | 域交流センターにおいて取り扱う |
| | | 使用料及び複写機等の利用料の収 |
| | | 納 |
| 新門司環境センタ | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、新門司環 |
| <u> </u> | | 境センターにおいて取り扱う一般 |
| | | 廃棄物処理手数料の収納 |
| 港湾空港局港営部 | 海 務 ・ 情 報 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | |
| 港営課 | | おいて取り扱う港湾施設使用料の |
| # ** | | 収納 |
| 港湾空港局港営部 | 門 司 業 務 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 港営課 | | おいて取り扱う港湾施設使用料の |
| | | 収納 |
| 港湾空港局港営部 | 小倉業務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 港営課 | | おいて取り扱う港湾施設使用料の |
| l | I | l l |

| | | 収納 |
|----------|-------|-----------------|
| 港湾空港局港営部 | 洞海業務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 港営課 | | おいて取り扱う港湾施設使用料の |
| | | 収納 |
| 門司消防署予防課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、門司消防 |
| | | 署において取り扱う消防手数料等 |
| | | の収納 |

3 小倉北区

| 71.12.11.12 | | |
|-------------|-------------------|-----------------|
| 総務企画課 | 庶 務 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| 総務企画課 | 選挙統計係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う税外収入の収納 |
| コミュニティ支援 | コミュニティ | 区出納員の命を受けて、市民セン |
| 課 | 支援係 | ターにおいて取り扱う複写機等の |
| | | 利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 足原市民セン | 区出納員の命を受けて、足原市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 足立市民セン | 区出納員の命を受けて、足立市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 泉台市民セン | 区出納員の命を受けて、泉台市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 到津市民セン | 区出納員の命を受けて、到津市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| ,,,, | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 井堀市民セン | 区出納員の命を受けて、井堀市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| 1214 | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 今町市民セン | 区出納員の命を受けて、今町市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| P/IX | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 北小倉市民セ | 区出納員の命を受けて、北小倉市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 貴船市民セン | 区出納員の命を受けて、貴船市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| 121, | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 清水市民セン | 区出納員の命を受けて、清水市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/IN | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支採 | ま 日市日ヤン | 区出納員の命を受けて、霧丘市民 |
| | 195 IL 111 IV C V | |

| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
|-----------|------------------|--|
| コミュニティ支援課 | 小倉中央市民センター | 区出納員の命を受けて、小倉中央 市民センターにおいて取り扱う複 写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 桜丘市民センター | 区出納員の命を受けて、桜丘市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 三郎丸市民センター | 区出納員の命を受けて、三郎丸市 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 寿山市民センター | 区出納員の命を受けて、寿山市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 富野市民センター | 区出納員の命を受けて、富野市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中井市民センター | 区出納員の命を受けて、中井市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中島市民センター | 区出納員の命を受けて、中島市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 西小倉市民センター | 区出納員の命を受けて、西小倉市 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 日明市民センター | 区出納員の命を受けて、日明市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 南丘市民センター | 区出納員の命を受けて、南丘市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 南小倉市民センター | 区出納員の命を受けて、南小倉市 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 足立青少年の 家 | 区出納員の命を受けて、足立青少 年の家において取り扱う使用料の 収納 |
| 市民課 | 小倉行政サー ビスコーナー | 区出納員の命を受けて、小倉行政 サービスコーナーにおいて取り扱 う手数料の収納 |
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う後期高齢者医療保 険料の収納 |

| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|-------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | おいて取り扱う国民健康保険料の |
| | | 収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | │おいて取り扱う使用料及び手数料│ │の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| PIO DE IM IM PA | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 今町保育所 | 区出納員の命を受けて、今町保育 |
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 下富野保育所 | 区出納員の命を受けて、下富野保 |
| | | 育所において取り扱う保育料及び |
| | | 食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 白銀保育所 | 区出納員の命を受けて、白銀保育 |
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| to the last to do | 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 東篠崎保育所 | 区出納員の命を受けて、東篠崎保 |
| | | 育所において取り扱う保育料及び |
| /□ =#: /r/r === | // TH // | 食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護第一課 | 管 理 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 の収納 |
| 東部市税事務所市 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 民税課 | | おいて取り扱う原動機付自転車等 |
| | | 標識弁償金の収納 |
| 東部市税事務所納 | 納税第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | 11.1 DE 21.1 | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納 | 納税第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | · | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納 | 納税第三係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納 | 特別滯納調査 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | 係 | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | 11 11 tile 10 | 随する税外収入の収納 |
| 財政局債権管理室 | 納付第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 東部料金納付課 | | おいて取り扱う国民健康保険料、 |
| | | 後期高齢者医療保険料、介護保険 |

| | | - │料、保育料及びこれらに付随する│ |
|----------------|-------------|--|
| | | 延滞金の収納 |
| 財政局債権管理室 | 納付第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 東部料金納付課 | | おいて取り扱う国民健康保険料、 |
| | | 後期高齢者医療保険料、介護保険 |
| | | 料、保育料及びこれらに付随する |
| | | 延滞金の収納 |
| 財政局債権管理室 | 納付第三係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 東部料金納付課 | | おいて取り扱う国民健康保険料、 |
| | | 後期高齢者医療保険料、介護保険 |
| | | 料、保育料及びこれらに付随する |
| | | 延滞金の収納 |
| 下富野地域交流セー | 下富野地域交 | 区出納員の命を受けて、下富野地 |
| ンター | 流センター | 域交流センターにおいて取り扱う |
| | | 使用料及び複写機等の利用料の収 |
| 电机场子子子。 | 电机 14 4 ** | 納 |
| 貴船地域交流セン | 貴船地域交流 | 区出納員の命を受けて、貴船地域 |
| ター | センター | 交流センターにおいて取り扱う使 |
| 11日 単位 六次 と ソ | | 用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 山田地域交流センター | 山田地域交流センター | 区出納員の命を受けて、山田地域 |
| | | │交流センターにおいて取り扱う使 │ │用料及び複写機等の利用料の収納 │ |
| 食肉センター | | 区出納員の命を受けて、食肉セン |
| | 日生小 | ターにおいて取り扱う使用料及び |
| | | 手数料の収納 |
| 日明環境センター | 生活環境係 | 区出納員の命を受けて、日明環境 |
| H 31 3K 30 C V | 11 9K 90 VK | センターにおいて取り扱う一般廃 |
| | | 棄物処理手数料の収納 |
| 小倉北消防署予防 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、小倉北消 |
| 課 | 57 | 防署において取り扱う消防手数料 |
| | | 等の収納 |
| 生涯学習総合セン | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、生涯学習 |
| ター | | 総合センターにおいて取り扱う受 |
| | | 講料及び複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 門司生涯学習 | 区出納員の命を受けて、門司生涯 |
| ター | センター | 学習センターにおいて取り扱う複 |
| | | 写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 門司生涯学習 | 区出納員の命を受けて、門司生涯 |
| ター | センター大里 | 学習センター大里分館において取り |
| | 分館 | り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 小倉南生涯学 | 区出納員の命を受けて、小倉南生 |
| ター | 習センター | 涯学習センターにおいて取り扱う |
| | | 複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | | 区出納員の命を受けて、小倉南生 |

| ター | 習センター北 | 涯学習センター北方分館において |
|----------|--------|-----------------|
| | 方 分 館 | 取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 八幡東生涯学 | 区出納員の命を受けて、八幡東生 |
| ター | 習センター | 涯学習センターにおいて取り扱う |
| | | 複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 八幡東生涯学 | 区出納員の命を受けて、八幡東生 |
| ター | 習センター尾 | 涯学習センター尾倉分館において |
| | 倉分館 | 取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合セン | 戸畑生涯学習 | 区出納員の命を受けて、戸畑生涯 |
| ター | センター | 学習センターにおいて取り扱う複 |
| | | 写料等の雑入の収納 |

4 小倉南区

| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|------------|-------------|-----------------|
| 秘络企画味 | 以 伤 床 | |
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| 総務企画課 | 選挙統計係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| コミュニティ支援 | 長行市民セン | 区出納員の命を受けて、長行市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/K | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 企救丘市民セ | 区出納員の命を受けて、企救丘市 |
| 課 | 上が上川氏と | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| 本 | | |
| , <u> </u> | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 北方市民セン | 区出納員の命を受けて、北方市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 朽網市民セン | 区出納員の命を受けて、朽網市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 葛原市民セン | 区出納員の命を受けて、葛原市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/K | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 広徳市民セン | 区出納員の命を受けて、広徳市民 |
| | ター | |
| 課 | <i>y</i> – | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | I. II → → · | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 志井市民セン | 区出納員の命を受けて、志井市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 城野市民セン | 区出納員の命を受けて、城野市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 曽根市民セン | 区出納員の命を受けて、曽根市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/IN | | |

| | 等の利用料の収納 |
|---------------------------------------|--|
| コミュニティ支援 曽根東市民セ | 区出納員の命を受けて、曽根東市 |
| 課 ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 高蔵市民セン | 区出納員の命を受けて、高蔵市民 |
| 課 | センターにおいて取り扱う複写機 |
| B/K | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 田原市民セン | 区出納員の命を受けて、田原市民 |
| 課 | センターにおいて取り扱う複写機 |
| HAIX | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 徳力市民セン | 区出納員の命を受けて、徳力市民 |
| 課 ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| HAT / | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 長尾市民セン | 区出納員の命を受けて、長尾市民 |
| コミューティ文後 茂尾川氏ビン | センターにおいて取り扱う複写機 |
| HA. | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 貫市民センタ | 区出納員の命を受けて、貫市民セ |
| 課 | ンターにおいて取り扱う複写機等 |
| | の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 沼市民センタ | 区出納員の命を受けて、沼市民セ |
| コミューティ文後 石川氏ピンク | |
| | つり において取り扱り後子機等 の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 東朽網市民セ | 区出納員の命を受けて、東朽網市 |
| コ | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 東谷市民セン | 区出納員の命を受けて、東谷市民 |
| コミューティ文後 宋 台 III 氏 ヒン 課 | |
| | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 守恒市民セン | |
| コミューティ文後 寸 巨川 氏 ピン | |
| | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 湯川市民セン | 安の利用料の収納 |
| コミューノイ又接 <i>徳</i> 川 川 氏 ヒン 課 | |
| | マンダーにおいて取り扱り複字機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 横代市民セン | 安の利用料の収納 区出納員の命を受けて、横代市民 |
| | |
| 課 夕 一 | キの利用料の収納 |
| コミュニティ支援 吉田市民セン | 安の利用料の収納 |
| | 区面納貝の命を受けて、音曲市民 センターにおいて取り扱う複写機 |
| 課 夕 一 | |
| コミニニティ主控 正の土見上い | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 両谷市民セン 課・ター | 区出納員の命を受けて、両谷市民 |
| 課 夕 一 | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 若園市民セン | |

| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
|---------------|----------------|---|
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う後期高齢者医療保 険料の収納 |
| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う国民健康保険料の 収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う使用料及び手数料 の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う保育料及び食事の 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 徳力保育所 | 区出納員の命を受けて、徳力保育 所において取り扱う保育料及び食 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 徳吉保育所 | 区出納員の命を受けて、徳吉保育 所において取り扱う保育料及び食 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 蜷田保育所 | 区出納員の命を受けて、蜷田保育 所において取り扱う保育料及び食 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 貫保育所 | 区出納員の命を受けて、貫保育所 において取り扱う保育料及び食事 の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う生活保護費返還金 の収納 |
| 曽根出張所 | 曽根出張所 | 区出納員の命を受けて、曽根出張 所において取り扱う市税及び税外 収入の収納 |
| 両谷出張所 | 両谷出張所 | 区出納員の命を受けて、両谷出張 所において取り扱う市税及び税外 収入の収納 |
| 東谷出張所 | 東谷出張所 | 区出納員の命を受けて、東谷出張 所において取り扱う市税及び税外 収入の収納 |
| 東部市税事務所小倉南税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う市税及びこれに付 随する税外収入の収納 |
| 北方地域交流セン | 北方地域交流 | 区出納員の命を受けて、北方地域 |

| ター | センター | 交流センターにおいて取り扱う使 用料及び複写機等の利用料の収納 |
|---------------|----------------|---|
| 徳力地域交流センター | 徳力地域交流センター | 区出納員の命を受けて、徳力地域 交流センターにおいて取り扱う使 用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 蜷田地域交流センター | 蜷田地域交流 センター | 区出納員の命を受けて、蜷田地域 交流センターにおいて取り扱う使 用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 総合農事センター | 園 芸 係 | 区出納員の命を受けて、総合農事 センターにおいて取り扱う生産物 販売代金及び使用料の収納 |
| 小倉南消防署予防 課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、小倉南消 防署において取り扱う消防手数料 等の収納 |

5 若松区

| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|----------|--------|-----------------|
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| コミュニティ支援 | 青葉市民セン | 区出納員の命を受けて、青葉市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 赤崎市民セン | 区出納員の命を受けて、赤崎市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 島郷市民セン | 区出納員の命を受けて、島郷市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 修多羅市民セ | 区出納員の命を受けて、修多羅市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| H/K | • | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 高須市民セン | 区出納員の命を受けて、高須市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | ひびきの市民 | 区出納員の命を受けて、ひびきの |
| 課 | センター | 市民センターにおいて取り扱う複 |
| | | 写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 深町市民セン | 区出納員の命を受けて、深町市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 藤ノ木市民セ | 区出納員の命を受けて、藤ノ木市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 二島市民セン | 区出納員の命を受けて、二島市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| 1 | | |

| | | 等の利用料の収納 |
|------------------------|--------|------------------|
| コミュニティ支援 | 古前市民セン | 区出納員の命を受けて、古前市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 若松中央市民 | 区出納員の命を受けて、若松中央 |
| 課 | センター | 市民センターにおいて取り扱う複 |
| | | 写機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う国民健康保険料及 |
| | | び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う使用料及び手数料 |
| | | の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 若松コスモス | 区出納員の命を受けて、若松コス |
| | 保育所 | モス保育所において取り扱う保育 |
| | | 料及び食事の提供に要する費用の |
| to all an | | 収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 |
| # /np . | | の収納 |
| 島郷出張所 | 島郷出張所 | 区出納員の命を受けて、島郷出張 |
| | | 所において取り扱う市税及び税外 |
| T 40 40 70 75 75 75 45 | | 収入の収納 |
| | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 松税務課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付し |
| | | 随する税外収入の収納 |

6 八幡東区

| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|----------|--------|-----------------|
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| コミュニティ支援 | 祝町市民セン | 区出納員の命を受けて、祝町市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 枝光市民セン | 区出納員の命を受けて、枝光市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 枝光北市民セ | 区出納員の命を受けて、枝光北市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |

| | <u> </u> | |
|----------|-----------|-----------------------|
| コミュニティ支援 | 枝光南市民セ | 区出納員の命を受けて、枝光南市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 大蔵市民セン | 区出納員の命を受けて、大蔵市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 尾倉市民セン | 区出納員の命を受けて、尾倉市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 高槻市民セン | 区出納員の命を受けて、高槻市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 高見市民セン | 区出納員の命を受けて、高見市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | , | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 槻田市民セン | 区出納員の命を受けて、槻田市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/K | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 平野市民セン | 区出納員の命を受けて、平野市民 |
| 1 | 中野 川 氏 ピン | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | |
| コミニン士極 | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 前田市民セン | 区出納員の命を受けて、前田市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 八幡大谷市民 | 区出納員の命を受けて、八幡大谷 |
| 課 | センター | 市民センターにおいて取り扱う複 |
| | /II PA // | 写機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う国民健康保険料及 |
| | | び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う使用料及び手数料 |
| | | の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 堂山保育所 | 区出納員の命を受けて、堂山保育 |
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 |
| | | の収納 |
| I | I | ~ ^ 「/ ハ / 川 」 |

| 西部市税事務所八 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
|----------|--------|-----------------|
| 幡東税務課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 自然史・歴史博物 | 教育普及係 | 区出納員の命を受けて、自然史・ |
| 館普及課 | | 歴史博物館において取り扱う行事 |
| | | 参加料等の収納 |
| 児童文化科学館 | 児童文化科学 | 区出納員の命を受けて、児童文化 |
| | 館 | 科学館において取り扱う入場料、 |
| | | 使用料等の収納 |
| 児童文化科学館 | こども文化会 | 区出納員の命を受けて、こども文 |
| | 館 | 化会館において取り扱う使用料等 |
| | | の収納 |

7 八幡西区

| ₩ 数 A 届 部 | | 区山畑県の女大亜はマール 計画 17 |
|------------|------------------|--------------------|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う市税及び税外収入 |
| | | の収納 |
| コミュニティ支援 | 青山市民セン | 区出納員の命を受けて、青山市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 赤坂市民セン | 区出納員の命を受けて、赤坂市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 浅川市民セン | 区出納員の命を受けて、浅川市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 穴生市民セン | 区出納員の命を受けて、穴生市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | , | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 池田市民セン | 区出納員の命を受けて、池田市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| 1914 | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 医生丘市民セ | 区出納員の命を受けて、医生丘市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| F21X | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 永犬丸市民セ | 区出納員の命を受けて、永犬丸市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| HAK | • | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 永犬丸西市民 | 区出納員の命を受けて、永犬丸西 |
| 課 | ホ 八 九 百 市 八 センター | 市民センターにおいて取り扱う複 |
| H/T | | 写機等の利用料の収納 |
| コミニーテ、士恒 | 土面古見みい | |
| コミュニティ支援 | 大原市民センター | 区出納員の命を受けて、大原市民 |
| 課 | 7 — | センターにおいて取り扱う複写機 |
| , <u> </u> | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 折尾西市民セ | 区出納員の命を受けて、折尾西市 |

| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
|-----------|--------------|--|
| コミュニティ支援 | 折尾東市民センター | 機等の利用料の収納 区出納員の命を受けて、折尾東市 |
| コミュニティ支援 | 香月市民セン | 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| 課 | ター | 区出納員の命を受けて、香月市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 楠橋市民センター | 区出納員の命を受けて、楠橋市民 センターにおいて取り扱う複写機 |
| コミュニティ支援課 | 熊西市民センター | 等の利用料の収納 区出納員の命を受けて、熊西市民 センターにおいて取り扱う複写機 |
| コミュニティ支援課 | 黒畑市民センター | 等の利用料の収納 区出納員の命を受けて、黒畑市民 センターにおいて取り扱う複写機 |
| コミュニティ支援課 | 黒崎市民センター | 等の利用料の収納 区出納員の命を受けて、黒崎市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 上津役市民センター | 区出納員の命を受けて、上津役市 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 木屋瀬市民センター | 区出納員の命を受けて、木屋瀬市 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 陣原市民センター | 区出納員の命を受けて、陣原市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 陣山市民センター | 区出納員の命を受けて、陣山市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 竹末市民センター | 区出納員の命を受けて、竹末市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 千代市民センター | 区出納員の命を受けて、千代市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 筒井市民センター | 区出納員の命を受けて、筒井市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 塔野市民セン ター | 区出納員の命を受けて、塔野市民 センターにおいて取り扱う複写機 等の利用料の収納 |

| コミュニティ支援 | 中尾市民セン | 区出納員の命を受けて、中尾市民 |
|-------------|----------|-----------------|
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 鳴水市民セン | 区出納員の命を受けて、鳴水市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| BIC | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 則松市民セン | 区出納員の命を受けて、則松市民 |
| | 対位 氏ピン | |
| 課 | 7 - | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 引野市民セン | 区出納員の命を受けて、引野市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 星ヶ丘市民セ | 区出納員の命を受けて、星ヶ丘市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 本城市民セン | 区出納員の命を受けて、本城市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| H/K | | 等の利用料の収納 |
| | 小年末日みん | |
| コミュニティ支援 | | 区出納員の命を受けて、光貞市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 八児市民セン | 区出納員の命を受けて、八児市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 八枝市民セン | 区出納員の命を受けて、八枝市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 畑キャンプセ | 区出納員の命を受けて、畑キャン |
| 課 | ンター | プセンターにおいて取り扱う使用 |
| BAK | | 料の収納 |
| 市民課 | 黒崎行政サー | 区出納員の命を受けて、黒崎行政 |
| | ボベコーナー | サービスコーナーにおいて取り扱 |
| | | |
| | 次协业从上方 | う手数料の収納 |
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う後期高齢者医療保 |
| | | 険料の収納 |
| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う国民健康保険料の |
| | | 収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| M K H H K K | | |
| | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料の収納 |

| 保健福祉課 | 折尾保育所 | 区出納員の命を受けて、折尾保育 |
|---|-----------------|--|
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 黒崎保育所 | 区出納員の命を受けて、黒崎保育 |
| | | 所において取り扱う保育料及び食 |
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保護第一課 | 管 理 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 |
| | | の収納 |
| 折尾出張所 | 折尾出張所 | 区出納員の命を受けて、折尾出張 |
| | | 所において取り扱う市税及び税外 |
| | | 収入の収納 |
| 上津役出張所 | 上津役出張所 | 区出納員の命を受けて、上津役出 |
| | | 張所において取り扱う市税及び税 |
| | | 外収入の収納 |
| 八幡南出張所 | 八幡南出張所 | |
| 八幡用山坂別 | | 区出納員の命を受けて、八幡南出 |
| | | 張所において取り扱う市税及び税 |
| | hole and he | 外収入の収納 |
| 西部市税事務所市 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 民税課 | | おいて取り扱う原動機付自転車等 |
| | | 標識弁償金の収納 |
| 西部市税事務所納 | 納税第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税 課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納 | 納税第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納 | 納税第三係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納 | 特別滯納調査 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 税課 | 係 | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| 1/2 /// | | 随する税外収入の収納 |
| 市民文化スポーツ | 市民活動推進 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 局市民活動推進課 | 係 | おいて取り扱う印刷機等貸付料の |
| \(\(\text{\\cin\exit\exit\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | 収納 |
| 第2夜間・休日急 | 第 2 夜間・休 | 区出納員の命を受けて、第2夜間 |
| 患センター | 日急患センタ | 佐山州貝の明を支りて、第2枚間 ・休日急患センターにおいて取り |
| | | 扱う使用料、手数料等の収納 |
| は孫をはさばとい | | |
| 楠橋地域交流セン | 楠橋地域交流 センター | 区出納員の命を受けて、楠橋地域 |
| 7 - | | 交流センターにおいて取り扱う使 |
| | | 用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 木屋瀬地域交流セ | 木屋瀬地域交 | 区出納員の命を受けて、木屋瀬地 |
| レター | 流センター | 域交流センターにおいて取り扱う |

| | | 使用料及び複写機等の利用料の収 納 |
|---------------------|---------------------------|--|
| 保健福祉局保健所 西部生活衛生課 | 環境衛生係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う手数料の収納 |
| 保健福祉局保健所 西部生活衛生課 | 食品衛生第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う手数料の収納 |
| 保健福祉局保健所 西部生活衛生課 | 食品衛生第二 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う手数料の収納 |
| 皇后崎環境センター | 地 域 環 境 第 一係 | 区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般 廃棄物処理手数料の収納 |
| 皇后崎環境センター | 地域環境第二係 | 区出納員の命を受けて、皇后崎環 境センターにおいて取り扱う一般 廃棄物処理手数料の収納 |
| 建築都市局折尾総合整備事務所整備課 | 区画整理事業 係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う手数料の収納 |
| 八幡西消防署予防課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、八幡西消 防署において取り扱う消防手数料 等の収納 |
| 八幡西生涯学習総合センター | 運営係 | 区出納員の命を受けて、八幡西生 涯学習総合センターにおいて取り 扱う受講料及び複写料等の雑入の 収納 |
| 八幡西生涯学習総合センター | 八幡西生涯学 習総合センタ 一折尾分館 | 区出納員の命を受けて、八幡西生 涯学習総合センター折尾分館にお いて取り扱う複写料等の雑入の収 納 |
| 財政局債権管理室西部料金納付課 | 納付第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険 料、保育料及びこれらに付随する 延滞金の収納 |
| 財政局債権管理室西部料金納付課 | 納付第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険 料、保育料及びこれらに付随する 延滞金の収納 |

8 戸畑区

| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課に おいて取り扱う市税及び税外収入 の収納 |
|----------|--------|---|
| コミュニティ支援 | 浅生市民セン | 区出納員の命を受けて、浅生市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |

| | | 等の利用料の収納 |
|-----------------------------|-----------------|---------------------------------|
| コミュニティ支援 | 一枝市民セン | 区出納員の命を受けて、一枝市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 大谷市民セン | 区出納員の命を受けて、大谷市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 鞘ヶ谷市民セ | 区出納員の命を受けて、鞘ヶ谷市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 沢見市民セン | 区出納員の命を受けて、沢見市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 三六市民セン | 区出納員の命を受けて、三六市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 天籟寺市民セ | 区出納員の命を受けて、天籟寺市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 中原市民セン | 区出納員の命を受けて、中原市民 |
| 課 | ター | センターにおいて取り扱う複写機 |
| - 45 | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 西戸畑市民セ | 区出納員の命を受けて、西戸畑市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| | 丰三四十日 1- | 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 東戸畑市民セ | 区出納員の命を受けて、東戸畑市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 牧山市民セン | |
| 課 | | |
| H/K | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援 | 牧山東市民セ | 区出納員の命を受けて、牧山東市 |
| 課 | ンター | 民センターにおいて取り扱う複写 |
| 17/1S | | 機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| , , , _ , _ , _ , _ , _ , _ | ., 12 - 11. | おいて取り扱う国民健康保険料及 |
| | | び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う使用料及び手数料 |
| | | の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | 相談係 | おいて取り扱う保育料及び食事の |
| | | 提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害 | 区出納員の命を受けて、当該課に |

| | 者相談係 | おいて取り扱う介護保険料の収納 |
|----------|--------|-----------------|
| 保健福祉課 | 西戸畑保育所 | 区出納員の命を受けて、西戸畑保 |
| | | 育所において取り扱う保育料及び |
| | | 食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| | | おいて取り扱う生活保護費返還金 |
| | | の収納 |
| 消費生活センター | 計量検査所 | 区出納員の命を受けて、計量検査 |
| | | 所において取り扱う手数料の収納 |
| 西部市税事務所戸 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課に |
| 畑税務課 | | おいて取り扱う市税及びこれに付 |
| | | 随する税外収入の収納 |
| 夜宮青少年センタ | 夜宮青少年セ | 区出納員の命を受けて、夜宮青少 |
| <u> </u> | ンター | 年センターにおいて取り扱う使用 |
| | | 料の収納 |
| 子ども総合センタ | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、子ども総 |
| <u> </u> | | 合センターにおいて取り扱う措置 |
| | | 負担金の収納 |
| 渡船事業所 | 渡船事業所 | 区出納員の命を受けて、渡船事業 |
| | | 所において取り扱う手数料等の収 |
| | | 納 |
| 戸畑消防署予防課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、戸畑消防 |
| | | 署において取り扱う消防手数料等 |
| | | の収納 |
| 戸畑高等専修学校 | 戸畑高等専修 | 区出納員の命を受けて、戸畑高等 |
| | 学 校 | 専修学校において取り扱う入学料 |
| | | 、授業料及び手数料の収納 |
| 北九州市立高等学 | 北九州市立高 | 区出納員の命を受けて、北九州市 |
| 校 | 等学校 | 立高等学校において取り扱う入学 |
| | | 料、授業料及び手数料の収納 |

北九州市告示第217号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 | 託 者 | 委 託 期 間 |
|-----------|------------|-------------|
| 名称 | 住所 | 了 安 |
| 公益財団法人アジア | 北九州市小倉北区大手 | 令和4年4月1日から令 |
| 女性交流・研究フォ | 町11番4号 | 和5年3月31日まで |
| ーラム | | |

北九州市公告第238号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9北九州市中央卸売市場
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により 小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項等を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9 北九州市産業経済局中央卸売市場
 - イ 日時 この公告の日から令和4年5月31日まで(日曜日等を除く。
 -)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時 30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 競争参加の申出書の提出
 - ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年5月31日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
 - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年5月3 1日の午後5時までに必着のこと。
 - (4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。
 - (5) 入札及び開札の場所及び日時等
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ。
 - イ 日時 令和4年6月22日午前10時
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年6月21日午後5時までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Electric power supply to Central Wholesale Market

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., June 22, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., June 21, 2022

(4) For further information, Please Contact:

Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市公告第240号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市 契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第 4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 本人確認書類券面プリントシステム 7台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年6月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
 - イ 期間 この公告の日から令和4年4月28日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
 - (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年4月28日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に、令和4年4月28日午後5 時までに提出のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
 - イ 日時 令和4年4月28日午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることができる。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の 3の規程による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌 年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場

合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話 093-582-2107 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規 則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条総務部企画調整課企画調整係の項第13号中「社会教育(」の次に「 科学館及び」を加え、同項に次の1号を加える。

(14) 科学館に係る子ども家庭局との連絡調整に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月28日から施行する。

(北九州市教育委員会公印規則の一部改正)

2 北九州市教育委員会公印規則(昭和49年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

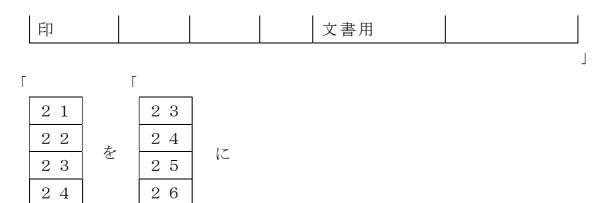
| 北九州市 | れい書 | 方24 | 2 0 | 自然史・歴史 | 市民文化スポ |
|------|-----|-----|-----|--------|---------|
| 立自然史 | | | | 博物館長の権 | ーツ局自然史 |
| ・歴史博 | | | | 限に属する公 | • 歷史博物館 |
| 物館長印 | | | | 文書用 | 普及課 |

を

Γ

| 北九州市 | れい書 | 方24 | 2 0 | 自然史・歴史 | 市民文化スポ |
|------|-----|-----|-----|--------|---------|
| 立自然史 | | | | 博物館長の権 | ーツ局自然史 |
| ・歴史博 | | | | 限に属する公 | • 歷史博物館 |
| 物館長印 | | | | 文書用 | 普及課 |
| 北九州市 | れい書 | 方24 | 2 1 | 科学館に係る | 子ども家庭局 |
| 科学館印 | | | | 公文書用 | 科学館管理課 |
| 北九州市 | れい書 | 方24 | 2 2 | 科学館長の権 | 子ども家庭局 |
| 科学館長 | | | | 限に属する公 | 科学館管理課 |

に、



改める。

別表第2中ひな型24をひな型26とし、ひな型21からひな型23までを2ずつ繰り下げ、ひな型20の次に次のように加える。



(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

3 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則(平成元年北九州市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「視聴覚センター」の次に「、科学館」を加え、同条第1 0号中「指導に関すること」の次に「、科学館に係る子ども家庭局との連絡 調整に関すること」を加える。

第4条第4号中「青少年の家」を「科学館、青少年の家」に、「及び運営」を「、運営及び連絡調整」に改める。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和4年4月19日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自然史・歴史博物館長」の次に「、科学館長」を加え、「及び子育て支援部長」を「、子育て支援部長及び科学館副館長」に、「児童文化科学館長、青少年センター所長」を「夜宮青少年センター所長、管理課長」に改める。

別表の青少年の家及び児童文化施設の管理及び運営(それぞれ重要なものを除く。)に関する事務(区長等が行う事務を除く。)の項中「及び児童文化施設」及び「それぞれ」を削り、

Γ

〔児童文化科学館長〕

児童文化科学館に係る定例的なもの

[青少年課長]

少年自然の家に係る定例的な もの

〔青少年センター所長〕 青少年センターに係る定例的 なもの な

Γ

〔夜宮青少年センター所長〕 夜宮青少年センターに係る定 例的なもの

に

改め、同表の青少年の家及び児童文化施設の臨時閉所に関する事務の項及び青 少年の家及び児童文化施設の臨時開所に関する事務の項中「及び児童文化施設 」を削り、同表の青少年の家及び児童文化施設の使用承認に関する事務の項中「及び児童文化施設」を削り、

Γ

| [児童文化科学館長] | 児童文化科 |
|--------------|-------|
| 児童文化科学館に係るもの | 学館長は、 |
| 〔青少年課長〕 | こども文化 |
| 少年自然の家に係るもの | 会館につい |
| 〔青少年センター所長〕 | ても専決す |
| 青少年センターに係るもの | る。 |

を

Γ

| 〔夜宮青少年センター所長〕 |
|---------------|
| 夜宮青少年センターに係るも |
| \mathcal{O} |

に

改め、同表中

Γ

| | | • | | , |
|-------|--|---|---------|-----|
| 青少年の家 | | | 〔児童文化科学 | 児童文 |
| 及び児童文 | | | 館長〕 | 化科学 |
| 化施設に特 | | | 児童文化科学館 | 館長は |
| 別の設備を | | | に係るもの | 、こど |
| し、又は造 | | | 〔青少年課長〕 | も文化 |
| 作を加える | | | 少年自然の家に | 会館に |
| ことの承認 | | | 係るもの | ついて |
| に関する事 | | | 〔青少年センタ | も専決 |
| 務 | | | 一所長〕 | する。 |
| | | | 青少年センター | |
| | | | に係るもの | |
| | | | | |

を

Γ

| 青少年の家 | | | | 〔夜宮青少年セ | |
|-------|--|--|--|---------|--|
| に特別の設 | | | | ンター所長〕 | |
| 備をし、又 | | | | 夜宮青少年セン | |
| は造作を加 | | | | ターに係るもの | |

| | I |
|---|-----|
| えることの | |
| 承認に関するとは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ | |
| る事務 | |
| | 務企 |
| 児童文化施 も家庭 館副館 定例的なもの 画 | 課長 |
| 設の管理及 局長〕 長〕 に | 合議 |
| び運営(そ 軽易な す | るこ |
| れぞれ重要 もの と | (定 |
| なものを除 例 | 的な |
| く。) に関 | のを |
| する事務 | < 。 |
|) , | , |
| 科学館及び 〔子ど 総 | 務企 |
| 児童文化施 も家庭 画 | 課長 |
| 設の臨時閉 局長] に | 合議 |
| 所に関する | るこ |
| 事務 | |
| 科学館及び 〔科学 総 | 務企 |
| 児童文化施 | 課長 |
| 設の臨時開 長] に | 合議 |
| 所に関する | るこ |
| 事務 |) |
| 科学館及び [管理課長] | |
| 児童文化施 | |
| 設の使用承し、 | |
| 認に関する | |
| 事務 | |
| 科学館及び [管理課長] | |
| 児童文化施 | |
| 設に特別の | |
| | |
| 設備をし、 | |
| 設備をし、 | |

に

| の承認に関 | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| する事務 | | | | | |
| 科学館の特 | | 〔科学 | | | |
| 別展の企画 | | 館長〕 | | | |
| 及び開催に | | | | | |
| 関する事務 | | | | | |

改め、同表の注書第1項第1号中「及び自然史・歴史博物館長」を「、自然史・歴史博物館長及び科学館長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月28日から施行する。